

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、地方税の徴収に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 地方税法に基づく地方税の納税の督促、滞納処分その他地方税の徴収に関する事務</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③納付額に過誤納が発生した場合、還付若しくは充当の手続きをする。 ④金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ⑤納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑥滞納者に対しては催告を行い、納付を促し、納税が困難な方に対しては納税相談・分納誓約を行う。 ⑦上記⑥を経て、指定期限までに納付が確認できない滞納者に対し、地方税法に基づき、差押等の滞納処分を行う。 ⑧上記の滞納者に係る事務を行いながらも、徴収見込みのない者に対して執行停止を行う。</p>
③システムの名称	① 収納管理システム ② 滞納管理システム ③ 団体統合宛名システム ④ 中間サーバー ⑤ 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理ファイル、滞納管理事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 48の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税対策室 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2912 ファックス:055-948-2917 E-mail:zei@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税対策室 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2912 ファックス:055-948-2917 E-mail:zei@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会及び実態調査を含む税照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、必ず複数人での確認を行った上で、税務課長の最終確認を減ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバーを含む書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係ない者の特定個人情報が含まれていないか等、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・個人番号及び本人情報が記載された書類を廃棄する際には、細断又は溶解処理を確実にを行う。これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	評価の再実施
令和4年3月1日	II しいき値判断項目	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 26, 87, 94の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項	事後	評価書の見直しの実施
		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、第47条(94項関係)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第8条(9項関係)、第10条(11項関係)、第12条(16項関係)、第13条(18項関係)、第14条(20項関係)、第16条(23項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第21条(28項関係)、第22条(31項関係)、第22条の3(34項関係)、第22条の4(35項関係)、第23条(37項関係)、第24条(38項関係)、第24条の2(39項関係)、第24条の3(40項関係)、第25条(42項関係)、第26条の3(49項関係)、第27条(53項関係)、第28条(54項関係)、第31条(57項関係)、第31条の2の2(58項関係)、第31条の3(59項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第34条(63項関係)、第35条(64項関係)、第36条(65項関係)、第37条(66項関係)、第38条(67項関係)、第39条(70項関係)、第39条の2(71項関係)、第40条(74項関係)、第43条(80項関係)、第43条の3(84項関係)、第43条の4(85の2項関係)、第44条(87項関係)、第44条の5(91項関係)、第45条(92項関係)、第47条(94項関係)、第49条(97項関係)、第49条の2(101項関係)、第51条(103項関係)、第53条(106項関係)、第54条(107項関係)、第55条(108項関係)、第58条(113項関係)、第59条(114項関係)、第59条の2の2(116項関係)、第59条の2の3(117項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(29項、30項、102項、115項関係)		
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 税務課	市民環境部 税務課	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 総務部 税務課 収税係	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税係	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 総務部 税務課 収税係	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税係	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月1日	II しいき値判断項目	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 地方税法に基づく地方税の納税の督促、滞納処分その他地方税の徴収に関する事務 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては催告を行い、納付を促し、納税が困難な方に対しては納税相談・分納誓約を行う。 ⑥上記⑤を経て、指定期限までに納付が確認できない滞納者に対し、地方税法に基づき、差押等の滞納処分を行う。 ⑦上記の滞納者に係る事務を行いながらも、徴収見込みのない者に対して執行停止を行う。	【事務の概要】 地方税法に基づく地方税の納税の督促、滞納処分その他地方税の徴収に関する事務 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③納付額に過誤納が発生した場合、還付若しくは充当の手続きをする。 ④金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ⑤納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑥滞納者に対しては催告を行い、納付を促し、納税が困難な方に対しては納税相談・分納誓約を行う。 ⑦上記⑥を経て、指定期限までに納付が確認できない滞納者に対し、地方税法に基づき、差押等の滞納処分を行う。 ⑧上記の滞納者に係る事務を行いながらも、徴収見込みのない者に対して執行停止を行う。	事後	評価書の見直しの実施

令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	① 収納管理システム ② 滞納管理システム ③ 団体統合宛名システム ④ 中間サーバー	① 収納管理システム ② 滞納管理システム ③ 団体統合宛名システム ④ 中間サーバー ⑤ 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 16の項	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	事後	評価書の見直しの実施
		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条(1項関係)、第2条(2項関係)、第3条(3項関係)、第4条(4項関係)、第6条(6項関係)、第7条(8項関係)、第8条(9項関係)、第10条(11項関係)、第12条(16項関係)、第13条(18項関係)、第14条(20項関係)、第16条(23項関係)、第19条(26項関係)、第20条(27項関係)、第21条(28項関係)、第22条(31項関係)、第22条の3(34項関係)、第22条の4(35項関係)、第23条(37項関係)、第24条(38項関係)、第24条の2(39項関係)、第24条の3(40項関係)、第25条(42項関係)、第26条の3(48項関係)、第27条(53項関係)、第28条(54項関係)、第31条(57項関係)、第31条の2の2(58項関係)、第31条の3(59項関係)、第32条(61項関係)、第33条(62項関係)、第34条(63項関係)、第35条(64項関係)、第36条(65項関係)、第37条(66項関係)、第38条(67項関係)、第39条(70項関係)、第39条の2(71項関係)、第40条(74項関係)、第43条(80項関係)、第43条の3(84項関係)、第43条の4(85の2項関係)、第44条(87項関係)、第44条の5(91項関係)、第45条(92項関係)、第47条(94項関係)、第49条(97項関係)、第49条の2(101項関係)、第51条(103項関係)、第53条(106項関係)、第54条(107項関係)、第55条(108項関係)、第56条(113項関係)、第59条(114項関係)、第59条の2の2(116項関係)、第59条の2の3(117項関係)、第59条の3(120項関係)、未制定あり(29項、30項、102項、115項関係)			
令和6年1月31日	II しいき値判断項目	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	本市では、個人情報保護条例及び伊豆の国市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。また、事務の一部を外部業者等に委託する際には、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期すこととする。		事後	伊豆の国市個人情報保護条例の廃止(令和5年4月1日廃止)等に伴い、特記事項を削除
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 24の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172及び173の項	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 提出先	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税係	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税対策室	事後	令和6年4月組織改編に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 提出先	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税係	伊豆の国市役所 市民環境部 税務課 収税対策室	事後	令和6年4月組織改編に伴う変更

令和7年3月31日	II しきい値判断項目	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		住基ネット照会及び実態調査を含む税照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、必ず複数人での確認を行った上で、税務課長の最終確認を減ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバーを含む書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係ない者の特定個人情報が含まれていないか等、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・個人番号及び本人情報が記載された書類を廃棄する際には、細断又は溶解処理を確実にを行う。 これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和8年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 27の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、112、113、114、115、116、117、120、121の項	事後	評価書の見直しの実施
令和8年3月1日	II しきい値判断項目	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施